

平成18年 9月22日（金曜日）

出席議員（18名）

議 長	八 田	外 茂	男 君		9 番	中 川		達 君
1 番	夷 藤		満 君		10 番	南	守 雄 君	
2 番	小 谷	一 也	君		11 番	中 村	哲 彦 君	
3 番	能 村	憲 治	君		12 番	黒 田	泰 三 君	
4 番	北 川		進 君		13 番	中 居	治 君	
5 番	清 水	文 雄	君		14 番	田 中	祥 次 君	
6 番	水 口	裕 子	君		15 番	米 田	満 君	
7 番	渡 辺		旺 君		16 番	堂 下	清 孝 君	
8 番	野 村	輝 久	君		17 番	重 原	義 之 君	

説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成	君			山 田	吉 弘	君
助 役	浅 田		裕 君		まちづくり政策部企画財政課参 兼行財政改革推進室長	谷 口	源 成	君
教 育 長	浜 田		寛 君		まちづくり政策部 情報政策課長	川 口	克 則	君
総 務 部 長	奥 村	忠 男	君		町民福祉部 町民生活課長	夷 藤		涉 君
まちづくり 政策 部 長	西 尾	雄 次	君		町民福祉部 健康推進課長	黒 田	邦 彦	君
町民福祉部長	夷 藤	芳 夫	君		町民福祉部介護福祉課長兼 地域包括支援センター所長	荒 家	良 樹	君
都市整備部長	中 本	英 夫	君		都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	黒 田	孝 雄	君
教育委員会 教 育 次 長	高 木	和 彦	君		都市整備部 都市建設課長	長 丸	信 也	君
消 防 長	島 田	敏 郎	君		会 計 課 長	北	雅 夫	君
企 業 局 長	米 永	竹 男	君		教育委員会 学校教育課長	出 川	常 俊	君
総 務 部 長	田 中		徹 君		教育委員会 生涯学習課長	八 田	精 三	君
総 務 課 長					企業局水道電気課長兼 新エネルギー開発対策室長	中 西	昭 夫	君
総 務 課 長	向	貴 代 治	君		企 業 局 下水道課長	東	耕 三	君
まちづくり政策部 企画財政課長	橋 本		稔 君		消防本部次長兼 消 防 署 長			

職務のため出席した事務局職員

事務局長 生田 康久君 事務局書記 東 康弘君

議事日程（第3号）

平成18年9月22日 午後2時開議

日程第1

議案第70号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成18年度内灘町一般会計補正予算（第3号）〕から

議案第84号 内灘町道路線の変更についてまで

日程第2

追加議案の上程

議案第85号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明

日程第3

議会議案第5号 道路整備促進に関する意見書の提出について

午後3時15分開議

開 議

議長【八田外茂男君】 ただいまの出席議員数は18名であります。よって、会議の定数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長【八田外茂男君】 本日の会議に説明のため出席している者は、13日の会議に配付の別紙説明員一覧表のとおりであります。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

議案一括上程

議長【八田外茂男君】 日程第1、去る9

月15日、各常任委員会に付託をいたしました議案第70号専決処分の承認を求めることについて〔平成18年度内灘町一般会計補正予算（第3号）〕から議案第84号内灘町道路線の変更についてまでの15議案及び継続審査となっております陳情第9号、陳情第10号を一括議題といたします。

常任委員長報告

議長【八田外茂男君】 これより各常任委員会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

重原義之総務常任委員長。

〔総務常任委員長 重原義之君 登壇〕

総務常任委員長【重原義之君】 平成18年第3回定例会において、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてのご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第70号専決処分の承認を求めることについて〔平成

18年度内灘町一般会計補正予算（第3号）第1条債務負担行為の補正については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第71号平成18年度内灘町一般会計補正予算(第4号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部については、採決をした結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税费、第6項監査委員費、第9款消防費第1項消防費、第13款諸支出金第2項基金費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

第2条地方債の補正については、採決をした結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第76号内灘町行政手続条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第77号内灘町税条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第80号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第81号内灘町基本構想の策定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第82号石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっておりました陳情の審査の結果を報告をいたします。

陳情第9号防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共業務の民間化に反対する陳情書については、慎重に審査をした結果、継続して審査することに決しました。

陳情第10号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情については、慎重に審査をした結果、

継続して審査することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管にかかわる事項について閉会中も調査することにしたので、申し出いたします。

平成18年9月22日

総務常任委員会委員長 重原義之
終わります。

議長【八田外茂男君】 中川達文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 中川達君 登壇〕

文教福祉常任委員長【中川達君】 平成18年第3回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、助役、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第71号平成18年度内灘町一般会計補正予算(第4号)、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第73号平成18年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第74号平成18年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第78号内灘町福祉センター条例の一部を改正する条例の審議過程において、この原案については、利用回数を制限するなど、福祉センターそのもののあり方ではないのではとのことから、委員より内灘町議会会議規則第69条の規定による修正案が提出されました。

当委員会では、この修正案の取り扱いについて賛否を諮り、審議議題とし、慎重に審議を重ねました。

その結果、当委員会では、第11条第1項の利用料金の減免について「内灘町に住所を有する65歳以上の者が利用する場合は、1人につき1年度50回を限度として、別表第3に定める料金から270円を免除する。」を「内灘町に住所を有する65歳以上70歳未満の者が利用する場合は170円を、70歳以上の者が利用する場合は270円を、別表第3に定める料金からそれぞれ免除する。」に修正をし、また、同条第2項中については「1人につき1年度50回を限度として、」を削り、「内灘町に住所を有する1級及び2級の身体障害者手帳並びに療育手帳を保持する者が利用する場合は、別表第3に定める料金の金額を免除する。」という修正案を採決の上、可とすることに決しました。

また、修正案部分を除く議案第78号内灘町福祉センター条例の一部を改正する条例についても、採決の結果、原案を可とすることに決しました。

なお、65歳以上の高齢者の皆様には、少子・高齢化社会を迎え、行政各分野での既定業務の見直し、財政の健全化等、いわゆる行財政改革の必要が叫ばれていることにかんがみ、何とぞご理解を賜りますようお願いすると同時に、執行部に当たっては、住民負担の増加にこたえ、高齢者福祉の充実を図り、より一層のサービス向上に努められるよう申し添えをいたします。

議案第79号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等所管にかかわる事項について閉会中も調査すること

に決しましたので、申し出をいたします。

平成18年9月22日

文教福祉常任委員会委員長 中川達

議長【八田外茂男君】 田中祥次産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 田中祥次君 登壇〕
産業建設常任委員長【田中祥次君】 平成18年第3回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、助役及び関係部局長並びに関係課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第71号平成18年度内灘町一般会計補正予算(第4号)、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第6款農林水産業費第1項農業費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第72号平成18年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第75号平成18年度内灘町水道事業会計補正予算(第1号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第83号内灘町道路線の認定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第84号内灘町道路線の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として公共下水道及び都市計画事業など、所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので申し出いたします。

平成18年9月22日

産業建設常任委員会委員長 田中祥次

議長【八田外茂男君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

議長【八田外茂男君】 各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【八田外茂男君】 次に、討論に入ります。

討論ありますか。

1番 夷藤満さん。

〔1番 夷藤満君 登壇〕

1番【夷藤満君】 私は、条例の一部について反対の立場から討論をさせていただきます。

私は、議案第78号の内灘町福祉センター条例の一部を改正する条例について、一部について反対の立場から討論をさせていただきます。

私は、平成17年12月定例会の町政一般質問で、福祉センターの営業時間について質問をさせていただきました。それは、営業時間を少し早めるということを提案をいたしました。その立場から、この条例の一部は賛成ですが、料金の改正には今もって納得がいきません。高齢者の生きがいを奪う行為ではないでしょうか。

温泉に入ることによって健康を保っている方もおられるということで、温泉に行くことで病院に行く回数も減ったということもお聞きしておりますし、高齢者の方々にとっては心も体も温まるいやしの場所になっているわけでありませう。

町当局は、常日ごろから福祉の充実という

ことをおっしゃっておられますが、やろうとしていることはまさに高齢者いじめとしか言えないのではないのでしょうか。

福祉センターの料金を上げる前に、もっといろいろな角度から財政並びにこれからの町のことを考えることも必要ではないのでしょうか。

いつ使われるかわからない土地を買おうとする行為や、これからどうなるかわからないおーしゃんループについての補助金など、まだまだほかに検討すべき点があるのではないのでしょうか。

我が町が誇る今一番の福祉サービスと言えるこの温泉無料について、高齢者の皆さんの楽しみをなくすと言ってもいい条例改正ではないのでしょうか。このことは、これからの福祉、内灘町のこれからのあり方も根底から覆すような問題になっていくのではないのでしょうか。

この立場から、私は議案第78号内灘町福祉センター条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

ぜひ、皆さんにおかれましては十分に検討をしていただき、賛同いただきますようよろしく願いをいたします。

以上です。

議長【八田外茂男君】 ほかに討論ありませんか。

16番 堂下清孝さん。

16番【堂下清孝君】 （議席より）賛成討論の方はいませんか。

議長【八田外茂男君】 16番 堂下清孝さん。

〔16番 堂下清孝君 登壇〕

16番【堂下清孝君】 討論は、反対、賛成、反対、賛成というふうに行くかなというふうには思っておりましたがおりませんので、私も議案第78号について、反対の立場で討論させていただきます。

内灘町の福祉センターは、もともと高齢者

の憩いの場として設置されたものであり、高齢者に負担を求める施設ではありません。今回提案された案は、何をかいわんやであります。

文教福祉常任委員会の中でご審議をされ、ご努力は大いに評価、今回の修正案は評価できますが、それでも施設設置基準からすれば賛成することができないのであります。かつ、原案は先ほども言いましたように何をかいわんやの感があります。

原案、修正案ともども反対する立場を述べ、討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長【八田外茂男君】 8番 野村輝久さん。

〔8番 野村輝久君 登壇〕

8番【野村輝久君】 ただいまの福祉センターの料金の問題について、賛成の立場から賛成の討論を申し上げます。

この議案については、文教福祉常任委員会で慎重に審議をいたしてきました。そして、修正案を提出し、検討の上に立って、さらに検討して、やむを得ないという形でこの料金の改定を採用したわけでございます。

そして、内容的には内灘町だけが料金を取るとか、100円、200円が高いとかいうことじゃなくて、他町の料金を取っていることを比較し、慎重に検討したときに、内灘町の60歳から65歳までの料金あるいは65歳以上の料金等々、100円、200円の取ることは決して私は高くないと思うのであります。

これをこのままほうっておきますと、福祉センターという立場に立って、なるほど高齢者のための福祉のためには無料にするということ是最も理想でございますが、現状の内灘町の財政状況とか等々を考えた場合に、やむを得ない私は措置だと思っております。

そういったことから、今回の提案事項について賛成といたします。

議長【八田外茂男君】 野村議員、年齢が

5歳間違っていると思うんですけれども、60歳以上と65歳……。

8番【野村輝久君】 65歳から69歳。失礼しました。

議長【八田外茂男君】 で、70歳以上。

8番【野村輝久君】 70歳。

議長【八田外茂男君】 以上でいいですね。ほかに討論ありませんか。

4番 北川進さん。

〔4番 北川進君 登壇〕

4番【北川進君】 それでは、私も議案第78号内灘町福祉センター条例の一部を改正する条例について、反対の立場をとるために討論とさせていただきます。

文教福祉常任委員会では大変活発なご意見を出しながら多分審議されたと思います。ですが、私、文教福祉常任委員会の方で審議されたと思いますが、私はそんな70歳以上の方々というのは年金がどれだけあっているのか、そういった点を考えたり、それは公務員なり、あるいは社会保険の年金受給者に対してはある程度の金額があっていると思いますけれども、やはり国民年金受給者については多分少ない金額ではなからうかと思えます。

そういった中で、介護保険料が平均で4,900円に上がりましたし、それからいろいろな点で高齢者に対するものが町の補助的なことがなくなりました。せめて高齢者のいやしのある福祉センターの条例を、やはり高齢者の方から取らないという形でひとつしていただきたいなと思ひまして、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

以上です。

議長【八田外茂男君】 2番 小谷一也さん。

〔2番 小谷一也君 登壇〕

2番【小谷一也君】 私は、賛成の立場として討論いたしたいと思います。

先ほども委員長報告でありましたように、

昨今の社会情勢の中、少子・高齢化が進んでおりますので、やはりお年寄りの方にも多少の負担をしていただくのはいたし方ないことなのかなと、委員会の中でも3月の定例会からずっともめました。そしてやっとこの結論に達したわけなんです。

このことを考えまして、皆さんの本当にご理解のある行動をよろしくお願いいたします。

議長【八田外茂男君】 今の討論は議案第78号の賛成討論でいいですね。

2番【小谷一也君】 はい。

議長【八田外茂男君】 ほかに討論ありませんか。

5番 清水文雄さん。

〔5番 清水文雄君 登壇〕

5番【清水文雄君】 5番 清水文雄です。

議案第78号内灘町福祉センター条例の一部を改正する条例について、委員会で慎重に審議をされた修正案を賛成する立場から発言をしたいと思いますというふうに思います。

原案を修正ということでもかなり討論をされたというふうに思います。そういう意味では、高齢化、超高齢化社会を迎える中で、まちづくりをどうしていくのかというところが今全国の、県内もそうですけれども、内灘町もそうですけれども、多くの自治体に問われているのが現状でございます。

財政難の中で、まちづくりをどうしていくのか。その中で、高齢者の方たち、あるいは内灘町が今果たそうとしている子育て支援策、高齢者の方や年寄りの方をどう町として支え、住みよいまちづくりをしていくのかということが大変難しい状況にあるというふうに思うわけでございます。

そうした状況の中で町内を、町内の一部の高齢者の方には、私たちも負担をしてもいいよ。私たち今高齢者は大変恵まれているところもある。そんなところをどうか若い人たち、子供たちの方へ回してやってくれ、そんな意見も聞かれるわけです。

こんな中で、福祉センターの入館料、それだけをとらえて無料がいいのか有料のある程度の負担をしていただくことがいいのかというところを文教福祉委員会の中で慎重に審議されたことと思います。

そういう意味では、一部負担をして堂々と入りたい、そんな意見もあるわけでございますから、全体の町の政策のバランスの中で、この議案を審議され修正された、文教委員会の中で決定された議案第78号の修正案について賛成をしたいというふうに思います。

ただ、高齢者の方に無料にして金銭面だけを重視するのではなくて、高齢者全体の人たちが住みよい町にしていくと。どのようにしていくのか。そんなシステムをどうつくっていくのかということが今私たちに問われ、町にも問われているんだというふうに思います。

先ほどコミュニティバスの話も出ましたけれども、まさに交通弱者と言われる高齢者の方たちの交通手段を確保するという意味でも、コミュニティバスの推進というのは重要な課題の一つだというふうに思います。

そんなシステム的に高齢者の方たちを守り、若い人たちをどう、子供たちをどう育てていくのかというそういう全体的なことを考えて、これからの町政運営なりをしていくべきだというふうに思いますので、議員の皆様のご理解、そして議案第78号の採決にあっては、適切なる判断をお願いを申しまして、私の発言を終わらせていただきます。

議長【八田外茂男君】 ほかに討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【八田外茂男君】 これより議案の採決に入ります。

議案第70号専決処分の承認を求めることについて〔平成18年度内灘町一般会計補正予算（第3号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり承認されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第71号平成18年度内灘町一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第72号平成18年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議案第73号平成18年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第74号平成18年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第75号平成18年度内灘町水道事業会計補正予算(第1号)の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号の4議案は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第76号

内灘町行政手続条例の一部を改正する条例について、議案第77号内灘町税条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第76号、議案第77号の2議案は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第78号内灘町福祉センター条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、修正であります。

まず、委員会の修正案について採決いたします。

お諮りいたします。委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第79号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決

であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第80号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第81号内灘町基本構想の策定について、議案第82号石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第80号、議案第81号、議案第82号の3議案は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第83号内灘町道路線の認定について、議案第84号内灘町道路線の変更についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第83号、議案第84号の2議案は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、継続審査となっております陳情を採決いたします。

まず、陳情第9号防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共業務の民間化に反対する陳情書を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、陳情第9号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

議長【八田外茂男君】 次に、陳情第10号「公共サービスの安易な民間開放を行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、陳情第10号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案の上程

議長【八田外茂男君】 日程第2、追加議案の上程を行います。

議案第85号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明

議長【八田外茂男君】 これより町長から追加議案に対する提案理由の説明を求めます。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 議員各位におかれましては、9月13日の議会開会以来、連日にもたたりまして慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今定例会に上程いたしました議案第70号から議案第84号までの議案につきまして適切なるご決議を賜り、重ねて感謝申し上げます。

それでは、ただいま追加提案をいたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第85号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、9月30日をもって任期満了を迎えます現委員の中村進氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めます。

以上、追加議案の提案理由の説明をいたしましたが、どうぞ適切なるご決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長【八田外茂男君】 提案理由の説明は終わりました。

質 疑

議長【八田外茂男君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【八田外茂男君】 次に討論に入ります。

討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【八田外茂男君】 これより追加議案の採決に入ります。

議案第85号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第85号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

議案の上程

議長【八田外茂男君】 日程第3、議会議案第5号道路整備促進に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の省略

議長【八田外茂男君】 お諮りいたします。本議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。よって、本議案につきましては提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

質 疑

議長【八田外茂男君】 次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【八田外茂男君】 次に討論に入ります。

討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【八田外茂男君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第5号道路整備促進に関する意見

書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。

閉会中継続審査及び調査

議長【八田外茂男君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。

各常任委員会委員、議会広報対策特別委員会委員並びに議長の 県外行政視察研修への派遣

議長【八田外茂男君】 次に、各常任委員会委員、議会広報対策特別委員会委員並びに私、議長の県外行政視察研修への派遣についてお諮りいたします。

来る10月30日から11月1日までの間、総務常任委員会委員を単独行政、消防行政などの視察研修のために関東方面へ、10月25日から27日までの間、文教福祉常任委員会委員を水質浄化施策、高齢者福祉施策などの視察研修のために関東方面へ、10月31日から11月1日

までの間、産業建設常任委員会委員を公園整備事業などの視察研修のために関西、中京方面へそれぞれ派遣したいと思います。

また、10月16日から18日までの間、議会広報研修のため議会広報対策特別委員会委員並びに私、議長を静岡県、愛知県方面へ派遣したいと思います。

さらに、私、議長を11月21日から22日までの間、町村議会議長会全国大会及び豪雪地帯町村議会議長全国大会に出席のため東京都方面へ派遣したいと思います。

なお、出張等細部取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。

議長【八田外茂男君】 次に、中国呉江市等への訪問及び視察研修についてお諮りいたします。

私、議長を10月7日から10日までの間、友好交流事業のため、中国呉江市へ派遣したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。

閉議・閉会

議長【八田外茂男君】 以上で今回の定例会に付議された議件は全部議了いたしました。

よって、平成18年第3回内灘町議会定例会を閉会いたします。

連日、長時間にわたり精力的に審査いただきまして、大変ご苦労さまでした。

午後4時03分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、こ
こに署名する。

議会議長

議会議長

署名議員

署名議員